

このホームページに載せられている情報は東京大学大学院農学生命科学研究科／農学部に所属する学生向けです。

2021年度東京大学農学国際交流事業 大学院学生海外研修・国際会議発表補助費募集要項

本事業は、東京大学農学部創立140周年記念事業の一環として、教職員、卒業生、企業等からご寄付頂いた基金（※1）により運営されている。将来の農学を担う大学院学生に対し、海外渡航に係る経費を補助することにより、国際交流及び研究活動の更なる発展を目的としている。

本補助費の支援を受けた研修や発表について、上記140周年記念事業ウェブサイト等への報告書掲載や、成果発表への参加などについて、積極的に参加する学生を歓迎する。

1. 申請資格

- (1) 大学院農学生命科学研究科に在籍する大学院学生または農学部獣医学専修5・6年次の学生
- (2) 本事業以外から、渡航に係る奨学金・旅費（交通費、宿泊費等）の補助を受けない者。
 - * 本学及び本学以外から出張命令を受けて渡航する場合、申請不可。
 - * 申請後に旅費等の受給が決まった場合は、速やかに辞退の連絡を行うこと。
- (3) 上記140周年記念事業ウェブサイト等や、同事業パンフレットなどに、本補助を受けて渡航した成果（下記6の報告書）が掲載される事に同意する者。

2. 補助の対象となる要件

- (1) 海外研修（サマープログラム、学術調査、実習等）、あるいは発表を目的とした海外で開催される国際会議出席。
 - * 企業でのインターンシップ、ボランティア、語学習得のプログラムを除く。
- (2) 2021年4月1日以降に出発し、原則、2022年3月31日までに帰国すること。
 - * 9月入学者についても、渡航期間は2021年度内（2022年3月31日まで）となる。

3. 補助金額

年間320万円の予算内で以下のとおり経費を補助する。

- ・ 農学生命科学研究科便覧（獣医学専修5・6年生の場合は「農学部便覧」）に掲載されている授業科目として渡航する場合：5万円
- ・ 上記以外の場合：10万円／5万円（年間予算及び申請状況により、支給額がいずれかに決定される）
 - * 同一年度内の申請可能件数は、1人につき1件のみとする。
 - * 便覧に掲載されている授業科目として渡航する場合を優先的に補助する。

4. 申請手続期間

2021年6月1日（火）～ 2021年11月30日（火）

「大学院学生海外研修・国際会議発表補助費給付申請書」を教務課専攻支援チームの指示に従い、提出すること。

※6月1日（火）以降に提出すること。

※予算に余裕がある場合には、さらに追加の募集を行うことがある。

5. 選考方法及び採否の通知等

選考は研究科教育会議が行ない、採否結果は2022年1月下旬までに専攻長を通じ、申請者あてに通知する。

6. 報告書の提出

申請の採択通知が届いたら、既に渡航が終了している者は速やかに、これから渡航する者は帰国後1ヶ月以内に、「大学院学生海外研修・国際会議発表に関する報告書」を教務課専攻支援チームに提出すること。ただし、帰国が2・3月の場合はこれに拠らず帰国後速やかに提出すること。報告書の提出が確認できた後、補助費を支給する。

申請書 [\(Word\)](#)

報告書 [\(Word\)](#)

7. その他

- (1) 受給者は、海外渡航に先立ち、必ず「学術調査等のための海外渡航申請書」または「海外旅行届」を提出し、海外旅行保険に加入すること。なお、OS SMA (※2) への加入は、平成29年4月より任意となった。適用範囲の詳細は、農学生命科学研究科 HP を参照すること。
- (2) 本事業は原則として年に1回の募集なので、応募希望者はこの機会に応募すること。
- (3) 海外渡航にあたっては、OS SMA加入の有無にかかわらず、海外渡航危機管理ガイドブックを確認し、必要な対応を行ってください。外務省が発表する公式情報も必ず確認してください。

関連リンク

- ・ [外務省 海外安全ホームページ](#)
- ・ [厚生労働省 FORTH ホームページ](#)
- ・ [全国大学保健管理協会 海外留学健康の手引き](#)
- ・ [東京大学 Go Global](#)
- ・ [海外渡航危機管理ガイドブック](#)
- ・ [IMAS \(受入留学生向けサービス\)](#)

~~~~~新型コロナウイルス感染症に関する対応について~~~~~

海外渡航の可否については、本学の新型コロナウイルス対策タスクフォースにて審議のうえ判断されます。指導教員とよく相談のうえ、当該海外渡航が教育・研究上必要な渡航と判断される場合には、渡航予定の2か月以上前に、必ずタスクフォースへ申請し、渡航にかかる承認を受けてください。

指導教員とともに「[海外渡航審議依頼書](#)」を作成し、総務課総務チーム宛に提出してください。

*十分に余裕をもって準備すること。

※1：基金への大口寄付者

アサヒグループホールディングス株式会社／朝日工業株式会社／キッコーマン株式会社／キューピー株式会社／キンピール株式会社／株式会社ぐるなび／サントリーホールディングス株式会社／すてきなグループ株式会社／日本製紙株式会社／農林中央金庫／株式会社 丸菱バイオエンジ／ヤンマー株式会社／株式会社ロッテ

※2：OS SMAについて [農学生命科学研究科 HP ホーム](#)> 在学生の方へ> **【重要】** 海外実地研究並びに留学プログラム期間中の留学保険等の加入について (農学系) ©内容は随時更新されますので注意してください。

<2019年5月31日時点の案内 : <https://www.a.u-tokyo.ac.jp/cstudents/FutaiKaigaku20190531.pdf>

抜粋：「海外実地研究並びに留学プログラム期間中の留学保険等の加入について」

農学系では、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）の加入者を対象として、下記に定める海外実地研究や留学プログラム等のいずれかに参加をされる場合において、留学先で安心して実りある留学生活を送ることができるよう、危機管理体制の一貫として「公益財団法人日本国際教育支援協会」の「学研災付帯海外留学保険（以下「付帯海学」）」制度への加入を必須としておりますので、忘れずに手続きを実施するようお願いいたします。従来どおり「留学」や「海外渡航」等に伴う事務手続き（「留学許可願」等）も別途必要になります。

なお、平成29年度より「日本エマージェンシーアシスタンス（株）」の海外渡航者向けの危機管理サービスである「Overseas Student Safety Management Assistance（以下「OSSMA」）」制度への加入については任意となりました。

「付帯海学」の適用となる「留学」等について

1. 正課教育の中での海外実地研究

海外において実習や研究・調査等（航海調査・航海実習等も含む）を行う、学部や大学院等の授業科目（シラバス等参照）については、適用の対象となります。

※なお、学部学生は卒業論文、大学院学生は、演習・実験（実習）等、各課程の2年間、3年間で
行う科目については対象となりません。

2. 農学系において実施する留学プログラム

以下①～③のいずれかに該当する「留学プログラム」については、適用の対象となります。

① 国際交流協定（部局間協定等）に基づく留学プログラム

本学農学生命科学研究科との国際交流協定（部局間協定等）に基づく留学（国際学術協定一覧等参照）。

② 「国際交流促進プログラム」の「大学院学生の留学支援プログラム」による留学

③ 農学生命科学研究科を通じて公募・選考・推薦が行われる留学プログラム

例：グローバル・チャレンジ・ユニバーシティ・アライアンス・サマースクール

東京大学農学系事務部教務課
国際学務支援チーム

注意：

学生は国際交流室ホームページと掲示板による告知を確認することが前提となっています